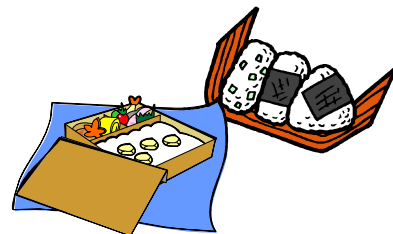


認定弁当で“鳥羽”の味を発信！！



一鳥羽弁当大募集！

■事業目的と認証制度

鳥羽を訪れた方や鳥羽市民が、思わず手に取り、海岸沿い、公園、帰路などロケーションを選ばず食べることができる、鳥羽の思い出のひとつになるような、おいしく印象に残る鳥羽ならではの弁当「鳥羽弁当」を認定します。そのブランド価値を適切に保護することにより価値観と信頼性を維持し、一過性のブームでなく末永く定着させ、「鳥羽弁当」を通じて、たくさんの方々が鳥羽の町を楽しんでもらうことを目的に、「鳥羽弁当認定制度」によるオリジナル弁当の開発に賛同いただける事業者さんを募集します。

また、「鳥羽弁当」を通じて、市内事業者の方々と一緒になって取り組む「食の魅力づくり」を、広報宣伝を中心にバックアップし、鳥羽を訪れる方々に当地が誇る大きな魅力である「食」をより一層楽しんでもらうことで、鳥羽市全体のイメージの向上や、観光客の誘致促進等につなげ地域の活性化を積極的に展開していきたいと考えています。

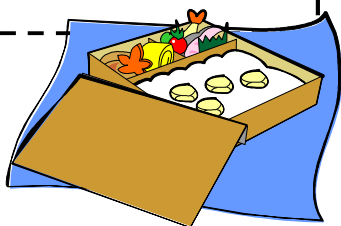
■募集内容

オリジナル弁当「鳥羽弁当」

■応募資格

- ①食品衛生法に基づく飲食店営業許可を有していること
- ②弁当の製造を行なう事業所が鳥羽市内にあること
- ③下記の定義を満たしていること

鳥羽の食材を1品目以上使用していること
鳥羽市内で販売すること



■認定基準

鳥羽弁当の定義を満たしているもので、コンセプトや独自性の観点から、試作品を元に認定します。

■認定機関

鳥羽市長を会長とした認定委員会を鳥羽市観光課内に設置し、その委員会において「鳥羽弁当」の認定に関する事項を協議します。

■応募方法

裏面の申請書（様式1）に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールで鳥羽市観光課までご返信ください。審査会等に持ってきていただく日を後日連絡いたします。



「鳥羽弁当」として認定された事業者さんには、鳥羽市から認定証を発行すると同時に、ホームページ等で発表する他、各種媒体により積極的に情報発信を行います。



◆◆ 鳥羽弁当認証制度にかかる申請書 ◆◆

事業所名		電話番号	
代表者名		FAX	
住所		E-MAIL	

<エントリー内容>

※審査項目としてだけでなく、その後の宣伝PRに必要ですので、もれのないようご記入ください

コンセプト PRポイント			
弁当名	※スケールメリットやインパクトを加味して、「鳥羽弁当」として総合的な宣伝PRを図りますが、各弁当のオリジナリティを出すためにもオリジナルの名称をつけてください		
販売 予定時期		主な食材	
販売 予定場所		販売 予定価格	

■認定チェック項目■

- ①鳥羽の食材を1品目以上使用している ⇒
- ※地産地消と安心安全の「食」の提供のため、確認できる書類（納品書等）を添付してください
-
- ③鳥羽市内で販売することができる ⇒
- ※ご当地グルメとしてのブランド価値の醸成を目的としています
-
- ⑤その他、認定要綱に記載されている項目をクリアできる ⇒

※応募に関する諸費用は全て自己負担をお願いします。なお、申請書類については、鳥羽市観光課観において管理させていただきます。

■応募先・連絡先■

鳥羽市観光課観光振興係

TEL:0599-25-1157/FAX:0599-25-1159/MAIL:kanko@city.toba.mie.jp

【ホームページ】<http://www.city.toba.mie.jp/kanko/>・・・申請書はこちらからもダウンロードできます